

地域団体等を指定管理者とする 公の施設の管理運営について

令和4年10月31日
神戸市企画調整局参画推進課

【参考】市民活動に利用できる施設の管理運営方法

所有者・財産の位置づけ		管理運営方法	管理運営者
神戸市 所有	公の施設	直営	市
		指定管理者制度	指定管理者
	普通財産	委託	受託事業者
		貸付（賃貸・使用貸借）	民間
民間所有		個人又は民間団体による 自主運営	民間

- 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用するための「地域福祉センターの利用に関する共通のルール整備」「施設管理・運営に関する制度の改善」に関して、他の類似施設（地域団体等が指定管理者であり、地域活動の拠点として利用されている公の施設）の事例を調査した。

【対象施設】

① ふたば学舎

所在地：神戸市長田区二葉町7丁目1-18

設立年月日：平成22年11月19日

指定管理者：特定非営利活動法人ふたば

概要：市民の地域活動への参加を支援するとともに、交流・学び、歴史・文化、ものづくりを通して地域活性化を担う人材を育成することを目的とした社会教育施設。

② 丸山コミュニティ・センター

所在地：神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号

設立年月日：昭和49年2月23日

指定管理者：丸山コミュニティ・センター管理運営協議会

概要：市民の福祉の増進及び文化の向上をめざし、市民の連帯によるコミュニティの創造を図るため設置された施設。

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(ア) 休館日・開館時間について

①ふたば学舎

○神戸市立ふたば学舎条例施行規則

(開館時間)

第4条 ふたば学舎の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

- 2 指定管理者は、ふたば学舎の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 ふたば学舎の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月28日から翌年の1月5日までの日
 - (2) 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日
- 2 指定管理者は、ふたば学舎の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

○ふたば学舎仕様書

4 管理の基準に関する事項

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後9時(日曜日・祝日は午後5時)

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日を休館日とする)
年末年始(12月28日～1月5日)

開館時間及び休館日は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市と協議して変更することができる。

→土日・祝日及び夜間の利用が可能

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(ア) 休館日・開館時間について

②丸山コミュニティ・センター

○神戸市立丸山コミュニティ・センター条例施行規則

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 コミュニティ・センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
 - (2) 月曜日
 - (3) 指定管理者が施設の管理上必要があると認める日
- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

○丸山コミュニティ・センター仕様書

3 指定管理者が行う業務の内容

(1)センターの運営及び維持管理に関する事項。

① 開館時間及び休館日

ア. 開館時間 午前9時～午後9時

イ. 休館日 毎週月曜日、年末年始(12月28日～1月3日)

開館時間及び休館日は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市と協議して変更することができる。また、時間外の使用を認める。

→土日・祝日及び夜間の利用が可能

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(ア) 休館日・開館時間について

【参考】 地域福祉センター

○神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (3) 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号(第4号を除く)に掲げる日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

○地域福祉センター仕様書

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) ○曜日【←各ふれあいのまちづくり協議会で決定】
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (3) 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、乙がセンターの管理運営上必要があると認める日

2 乙は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号(第4号を除く)に掲げる日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 乙は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(イ) 施設の使用許可・優先使用について

①ふたば学舎

○神戸市立ふたば学舎条例

(使用の許可)

第5条 施設又はその附属設備を使用しようとする者は、…(省略)…市長の指定を受けた者(以下「指定管理者」という)の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

- (1) ふたば学舎の管理運営上支障があると認められるとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき

○仕様書別紙「使用許可等に関する基準」

(優先使用)

3 (1) 施設の優先使用は、次のとおりとする。

- ア 市内の官公庁及び公共的団体主催の全国大会・近畿・関西ブロックなど広域な大会・集会
- イ 上記アの団体が主催する県段階の集会
- ウ 神戸市または指定管理者が実践する地域活性化のための事業
- エ 神戸市主催の集会及び大会
- オ その他市長が特に認める大会・集会

(2) 上記(1)以外の理由で、優先使用させる場合は、市の指示に従うものとする。

→施設の優先使用基準が仕様書に明記されている

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(イ) 施設の使用許可・優先使用について

②丸山コミュニティ・センター

○丸山コミュニティ・センター条例

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとするものは、規則で定める施設を除くほか、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 建物その他附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 公益に反するとき

○仕様書別紙「丸山コミュニティ・センターの使用許可等に関する基準」

(優先使用)

- 5 (1) 施設の優先使用は、次のとおりとする。
神戸市民の文化振興のための事業であり、神戸市又は指定管理者が実施するもの
- (2) 上記(1)以外の理由で、優先使用させる場合は、市の指示に従うものとする。

→施設の優先使用基準が仕様書に明記されている

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(ウ) 施設を利用する際の料金について

①ふたば学舎

○神戸市立ふたば学舎条例

(利用料金)

第9条 指定管理者にふたば学舎の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させる。

2 第5条第1項の許可を受けた者は、別表第1号及び第2号に定める額(営利を目的とする使用にあつては、当該額の5倍に相当する額)の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

5 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

○営利目的利用となる基準

(ふたば学舎ホームページ「貸室利用案内」より)

(3) 営利を目的として使用する場合は、5倍の使用料となります。

3-1. 営利を目的とする場合は以下のとおりとします。

・商品の販売・展示・宣伝その他の営業活動(それに類する行為を含む)を主たる目的とする場合(その判断に当たってはその利用内容等を総合的に考慮して行うものとします。)

・1人1回あたりの入場料金(参加料)が3,000円を超える場合

※附属設備使用料金は、この基準を適用しません。

→市が定める範囲内で指定管理者が定める額の利用料金を、指定管理者が自身の収入として収受している。(利用料金制)
5倍の使用料にて営利目的の利用も可能。営利目的利用となる基準も公表されている。

(1) 「地域福祉センターの利用に伴う共通のルール整備」に関する規定

(ウ) 施設を利用する際の料金について

②丸山コミュニティ・センター

○丸山コミュニティ・センター条例

(使用料)

第7条 施設の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 営利を目的として施設を使用するときの当該施設の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、別表で定める額の5倍の額とする。

(使用料の納付)

第8条 施設の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

○減免基準

仕様書別紙

「丸山コミュニティ・センターの使用許可等に関する基準」

減免理由	減免額	適用団体等
ア センターが主催する会議等で、公の目的のため使用するとき	免除	—
イ 市長が特に必要と認めるとき	減免又は免除	<p>[免除] 民生委員の地域福祉サービス活動(給食サービス)</p> <p>[5割減免] ① 丸山地区各団体連絡協議会の開催する行事及び会議 ② 丸山地区各団体連絡協議会加盟団体の開催する行事及び会議</p>

→市が定めた額の使用料を、指定管理者が市の収入として収受している。(使用料制)
5倍の使用料にて営利目的の利用も可能。減免基準を仕様書で定めている。

(2) 「施設管理・運営に関する制度の改善」に関する規定

(ア) 施設利用者の義務の明示について

①ふたば学舎

○神戸市立ふたば学舎条例

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項若しくは第10条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第17条 ふたば学舎内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

②丸山コミュニティ・センター

○丸山コミュニティ・センター条例

(原状回復義務等)

第14条 使用者は、施設の使用を終わつたとき、又は第4条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに許可を受けて設置した工作物を撤去するとともに、使用の際生じた建物又は施設の損傷又は滅失については、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

→施設利用者の原状回復義務と損害賠償責任が明記されている

(2) 「施設管理・運営に関する制度の改善」に関する規定

(イ) 再委託について

①ふたば学舎

○ふたば学舎協定書

(委託等の制限)

第12条 乙は、業務の執行にあたり、当該業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、乙は、事前に甲の承認を受けた場合は、当該業務の一部に限り第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

②丸山コミュニティ・センター

○丸山コミュニティ・センター協定書

(再委託等の制限)

第12条 乙は、業務の執行にあたり、当該業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、乙は、甲の書面による事前の承諾を受けた場合は、第8条に規定する使用料(手数料等)の徴収事務を除く当該業務の一部に限り第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

→業務の一部について再委託が認められている